

次に、議席9番、内海和子君。

〔9番 内海和子君登壇〕

○9番（内海和子君） 改めまして、おはようございます。傍聴の皆様、御足労ありがとうございます。9番、内海和子でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問させていただきます。

昨年の東日本大震災から早くも1年6カ月が過ぎました。そして、とりわけきょう9月11日は、2001年ニューヨークでの同時多発テロの惨事から11年目となりますので、改めて2つの事故で犠牲になられた多くの方々のご冥福をお祈り申し上げる次第でございます。

これらの事故から多くの方が価値観の見直しをされています。6月末から行われています首相官邸前の「あじさい革命」というデモもその一つでしょう。脱原発、原発再稼働反対あるいは原子力規制委員会人事への不満など、思い思いのメッセージのプラカードを持ち、家族連れで参加している姿を見ますと、これはもう国民的運動ではないかと思われます。

四十数年前の安保闘争では、学生たちが武装してデモをしては政府側からの催涙ガス攻撃などを受けていましたが、あのときとは大違いです。このような世情の中で一自治体議員である私ですが、住民の皆様の声を少しでも届けることができるよう真摯に質問していきたいと考えておりますので、誠実な答えをお願いいたします。

それでは、第1の質問は、青少年の喫煙や薬物依存についてです。喫煙に関しましては、健康増進法ができたおかげでさまざまところで禁煙あるいは分煙措置がとられ、私ども喫煙しない者にとってはよい環境になりました。特に神奈川県や東京千代田区では、条例化までされております。今さらたばこの害を言わなくとも、これは皆様ご存じのとおりです。しかしながら、喫煙は嗜好だから、コーヒーや紅茶と同じという論理と、ストレス解消に役立つという論理、そしてまた国税だから収入源になってよいのだという論理もあり、百害あって一利なしと半世紀前から言われている割には、喫煙率は男性で32.2%、女性で8.4%となっています。

また、覚醒剤については、過日更生保護の研修の中で茨城大学の岩井清治氏のお話を伺いましたが、こちらも常用することになるので、大変恐ろしいものという認識を得ました。そして、この薬物依存への道は喫煙からといいます。

そこで第1ですが、青少年の健康を考える点で、また薬物依存への道としての喫煙は、健全な心身の発達を阻害します。小学校や中学校ではどのような取り組みをしているのか、お聞きします。

また、男性の喫煙者は減る傾向ですが、女性の喫煙者がふえているということです。女性はきらびやかなコマーシャルや口紅のようなライターなどを見てしまうと、格好よいというまさにファッション感覚で始めているようです。女性は、将来子供を産む大切な体です。まして少子化、女性が少なくなることも懸念されている時代というのに、とても残念なことです。ちょっと失礼いたします。

そこで第2点目としまして、各学校で行われています家庭教育学級の中でたばこの害を知らせるこ

とはできないものでしょうか。親が喫煙している家庭の子供たちは、容易にたばこを口にでき、それが引き金となって覚醒剤などへ移行していくといえます。しかも、小学校3年生ぐらいの低学年から始まっていると聞きます。子供たちが心身ともに健康に育つには、家庭での教育が欠かせないものです。覚醒剤の次は必ず非行へ向かいます。子供たちを覚醒剤や非行への道に行かせないためにも、禁煙教育は欠かせないものと思います。家庭教育の中での取り組みはできないのか、お聞きいたします。

3点目といたしましては、喫煙に関して職場での禁煙策はどうなっているのかということです。職場内の職員は定期的に健康診断をしていると思いますが、最近では中堅職員の死亡や病気などありました。行政職員としての責務にはご苦勞も多いことと思いますが、住民の誰もが職員には健康で職務を全うしてもらいたいと思っているはずです。また、職員の欠員は行政サービスの低下にもつながります。最近では、職員の喫煙者は庁舎の外へ行って喫煙していますが、その時間と健康の点を考えますと、各企業で取り組み始めた禁煙のための研修も一理あるのではないのでしょうか。先日の更生保護研修の中では、たばこの害について平間病院長の平間先生、平間氏のお話も聞きましたが、院長は「たばこでストレス解消というのは間違いで、これはニコチン中毒なのだ」と言っています。そして、「たばこは働きながら吸うことができる覚醒剤なのだ」とまで手厳しく言っていました。職場内での対策はあるのか、お聞きいたします。

2項目めは、サロン事業についてです。社会福祉協議会で計画中のサロン事業は、私が3月の定例会で質問した空き店舗や空き地を利用してまちづくりの構想と同じコンセプト、概念であると感じました。まだ説明の段階ですので、どのようになっていくのかは未定ですが、旧町内がシャッター通りになっているのを見ますと、お金がかからないまちづくりの一つではあると思います。社協では福祉の観点から、年配者のおひとり暮らし等を支える事業として、そこへ行けば誰かがいて話ができるという居場所づくりということを進めるようですが、私はこれをまちづくりの施策の一つとすることで、さらに社協の目的も達成できるものと考えています。つまりその周辺を特区にして、最低10件ぐらいのたまり場を用意し、前回も申し上げましたが、各種団体、趣味のサークル、文化協会の音楽や絵画グループ、国際交流、子育てグループあるいはボランティアグループ、あるいは高校生たちに開放して音楽や芸術活動に活用してもらおう等々、さまざまな交流が考えられると思います。現在人口が減少している現実を見ますと、何かしら町活性化を図っていくべきと考えます。こうした考えを境町第5次総合計画の中に新しいコミュニティの創出ということで取り入れるとありましたが、具体的にはどのような策になるのか、お聞きいたします。

3項目めといたしましては、火災についてです。最近火事の発生が多く知らされます。この時節になぜかと気になります。原因は何なのか、またどのような対策を講じているのか、お聞きいたします。

以上、3項目5点につきまして当局の真摯なお答えをお願いいたします。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問の1項目めに対する答弁を求めます。

最初に、教育長、武井貞男君。

〔教育長 武井貞男君登壇〕

○教育長（武井貞男君） それでは、失礼をいたします。内海議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

喫煙や薬物依存についてのご質問でございます。まず初めに、青少年の喫煙や薬物乱用は心身の発達を阻害すると、境町の小中学校ではどのような取り組みを行っているのかということにつきましてお答えをさせていただきます。

最近我が国では、青少年等によるドラッグ、いわゆる脱法ハーブの乱用が深刻な問題となっております。以前と比べて脱法ハーブが子供たちの生活の環境の中で何らかの方法で入手できる可能性が高まっている状況でございます。また、薬物乱用常習者が未成年時の喫煙、飲酒の経験を経て薬物乱用に至っているという関連性が研究により指摘されているところだそうです。

このようなことから、教育委員会といたしましては、内海議員さんのご指摘のように、青少年の薬物乱用防止や喫煙防止の取り組みにつきましては、あわせて対策を講じる必要があると考えております。小学校につきましては、それぞれ5年生や6年生に対し、学級活動や保健学習の時間を利用し、たばこの害や薬物乱用防止について学習を進めておるところでございます。特に静小学校におきましては、茨城県警察本部生活安全少年課の援助を受けて薬物乱用防止教室を実施いたしました。

さらに、中学校につきましても保健学習の中で喫煙、飲酒、薬物乱用と健康について学習するとともに、医師や薬剤師を講師として招き、薬物乱用・喫煙防止教室の実施や生徒会活動の一環として古河保健所の協力を得ながら薬物乱用防止キャンペーンを実施するなどの対策を講じてまいりましたので、よろしくご理解のほどお願い申し上げたいと存じます。

また、教育委員会生涯学習課においての青少年への取り組みについてでございますが、当町では現在各地区の代表及び学校教諭を境町青少年相談員として37名を委嘱しております。この境町青少年相談員により境町青少年連絡協議会を組織し、子供たちが安全で安心して暮らせる社会を目指し、家庭や学校、地域、そして警察、関係機関と連携をし、学校、地域と警察等関係機関と連携しながら研修会等の開催、月1回の町内パトロール、薬物乱用ヤング街頭キャンペーンを実施し、さらには町内の大型店舗やコンビニエンスストア148店舗のご協力をいただくなど、青少年の健全育成に協力する店として登録をいただき、例えば夜遅くまでお店の前で遊んでいる児童生徒に早く帰るように注意するような活動をいただいております。

今後も青少年を取り巻く社会環境の改善として、境町青少年相談員を中心に関係機関として連携を図りながら青少年の健全育成と非行防止のため、より一層取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

次に、家庭教育中での取り組みはできないかどうかということのご質問にお答えをいたします。小学校、中学校とも学期末に行われる懇談会や夏休みの保護者会等におきまして、喫煙や飲酒、薬物乱用の話題を取り上げ、家庭の中でも話し合ってくださいようお願いしているところでございます。

また、毎月発行されている保健だより、喫煙・薬物乱用の恐ろしさの資料を掲載し、子供たちと会話を進めてもらっていると考えております。

今後は、各学校において保護者を対象として行われている家庭教育学級の研修の一つのテーマとして取り上げていただくよう提案をすることを考えております。喫煙と薬物乱用の恐ろしさ、人間形成の基礎づくりでございます。私たち大人は、子供たちに伝えて理解してもらおう責任があると強く感じているところでございます。よろしくご指導のほどお願いを申し上げます。

○議長（橋本正裕君） 続きまして、総務部長。

〔総務部長 榎場桂一君登壇〕

○総務部長（榎場桂一君） 続きまして、職場でも健康の問題として取り上げるべきと考えるが、対策はしているかのご質問にお答えをさせていただきます。

当町における受動喫煙防止の対策でございますが、平成14年7月、新庁舎移転当時はリフレッシュコーナーといたしまして1階ロビーの片隅、2階から4階は西側、5階は東側に空気清浄機を兼ねたたばこ分煙機を配置し対策を講じておりました。しかし、平成15年5月、健康増進法が施行され、学校や病院、官公庁施設、百貨店、飲食店等の多数の人が利用する施設では、受動喫煙を防ぐための対策を講ずる義務が課せられました。これを受けまして、役場庁舎内での喫煙を全面禁止し、職員に対しましては庁舎1階西側、屋外に喫煙所を設置し、また来庁者の皆様に対しても出入りに灰皿を設置する対策を講じ、今に至っております。

現在、労働安全衛生法に基づきまして、委員長に猿島郡医師会会長、高橋正彦先生を選任し、職員による労働安全衛生委員会を組織する中、職場内の安全衛生改善を進めているところでございます。今後とも快適な職場環境の実現と職場における安全と健康を保持するため、確保するため、特に働く人の危険または健康障害を防止するための措置、健康の保持増進のための措置、快適な職場環境の形成のための措置等、内海議員さんのご指摘のことにつきまして積極的に推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） ただいまの教育長とあるいは総務部長からのお答えで、いろいろと取り組みはしているということはとてもよくわかりました。しかしながら、なぜ私がこのような取り組みを、取り組みといいますか、ことを質問したかといいますと、本当に先ほど申し上げましたが、研修会の中で改めてたばこのそのDVDを見せられまして、肺がもう溶けていく映像がありまして、今さらながら私も本当にいろいろと大変なものだということは知っておりましたけれども、これほどまでにとその映像で見せられると、本当に大変なものなのだとことをしみじみ思った次第です。それで、ぜひ学校ではどうなっているのかなということでお伺いいたしました。

年に1回ぐらいは薬物に対してのものもしているようでございますけれども、これを見ますと、小

学校では1回しかしていないようでございますので、さらに小学校で取り組んでいただきたいということと、それから中学でもやっていますが、私、更生保護女性会というのに参加しているのですけれども、その会長の八下田徳江がなかなかいい講師でございまして、本当に覚醒剤についてはもう初めからとても熱心にやっている者がございます。そういう女性の話を聞いてみるということのもまたいいのではないかなと思いますので、これで見ますと警察の職員とか薬剤師の方が講師になってやっているようですけれども、そういうことも大事ではないかなと。

それからまた、その席でDVDも販売しておりまして、それを見るだけでも何かとても勉強になるかなという思いがいたします。それで、学校はもちろんですけれども、家庭教育の学級がありますね。その中で今も取り上げて研修していきたいということでしたので、ぜひそういうことを取り上げてやっていけたらいいなと今感じましたので、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育長、武井貞男君。

○教育長（武井貞男君） それでは、先ほどのご質問に答えさせていただきます。

その前に、各小中学校の現在行われている学習というようなことで、ちょっとまずお話をしたいと思うのですが、まず最初に小学校での対応なのですけれども、小学校では健康教室というような題名をもちまして、特にたばこの害についてというようなことを勉強しております。この勉強の仕方は、学習の仕方は……

○9番（内海和子君） 私、今質問しているのは、そういったときにしているのは重々承知しております。ですので、そういうことでなくて、今後新たに今私が申し上げた、提案したものを取り入れてもらえるのかということをお聞きしています。

○教育長（武井貞男君） 本当に申しわけございません。家庭教育学級の中でぜひ勉強してみたいというようなことなのですが、全く同感でございます。完全に一つのテーマとして勉強していくことというのは、非常に大切だと思いますので、ぜひぜひ家庭教育の一コマとして入れさせていただいて勉強させていただきたいと思います。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） それでは、家庭教育学級の中では取り入れていただけるということのようですので、ぜひご相談に応じたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それで、もう一つの件、ほかの講師をお呼びするというのはいかがでしょうかということをお聞きしておりますので、学校のほうですね、学校のほうではどうでしょうかと。かつて、去年かおとし、境小のほうでやっぱりたばこの害についての紙芝居などやって、大変興味深かったのですけれども、そうしたものも子供たちにはとてもわかりやすい、父兄の方にもわかりやすいかなと思いますので、そういった講師ですね、女性の講師になるのですが、私どもの更生保護女性会の中のメンバーの



ので、そういったものを取り入れてもいいのではないかなと、この時代になりましたので、私は思うものですから、そういうお考えはないのかどうかをちょっとお聞きいたします。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長，野村康雄君。

○町長（野村康雄君） 私も答えろというふうな目があちこちからありますので、多分私のほうでお答えさせていただきます。

これはたばこでありますけれども、害ということですが、肺が溶けるなんて私今初めて聞きましたけれども、私も40年以上吸っていますけれども、そういう傾向は一切ありません。毎年人間ドックで検査しています。今のところ異常ありません。ですから、誰でもがそうなるということではないというふうに私は思っています。ただ、学説的なものはいろんな学説がありますから、この人の学説が全て正しいということも私はないと思っています。

ただ、今の法律では、20歳までは吸ってはいけないことになっていますから、子供たちにはもう絶対吸わせない、これは教育の問題でやらなければいけません。さらに、20歳以上、これは個人の選択の自由であります、あくまでも今の法律では。たばこを販売できなくしてしまえばいいのです、本当に悪いという人たちばかりであれば。販売しなければ誰も吸わないです。それでも密輸して吸うかもしれないけれども、ただ現実的には、今世界各国でたばこの販売が禁止になったのはたしかあったような気がします、1カ所か2カ所。でも、アメリカでもイギリスでもドイツでも、これは販売はしています。ただ、健康によくないということが最近PRが行き届きまして、喫煙、これ禁煙する場合は今保険もききます、お医者さんへ行きますと。これは当然今保険を使って禁煙をすることも可能であります。

しかし、これ強制することはできません。本人一人一人の人間の生き方でありますから、必ずしもそうはできないと思います。したがって、役場では今私は吸う一人なのです、実を言いますと。職場では一切吸いません、もちろん。朝と昼と夜、家庭に帰ったときしか吸ってはおりませんけれども、ではやめたらどうだとみんなに言われるのです。そんなに吸わなかったらやめられるのではないと言われるけれども、私個人としては正直申し上げてやめるつもり今のところ全くありません。これは私の自分の生き方としてそう思っていますので、人に迷惑をかけなければいいと思っていますので、そういう方向の生き方であります。

先般、病院にちょっと別の病気でちょっと入院しましたけれども、そのときドナーカードに書いておきました。喫煙はしておりますと。たんが出ると思いますから、よろしくお願ひしますと診察前に出させていただいて、その中に1つだけ、決して肝がんや何かになったときにもいわゆる治療をしないでくださいと、延命治療だけは絶対にしないでくださいと、私ドナーカードに書いてあるのですけれども、これも私の生き方の一つですので、余分な医療費かけるというよりも自分が延命治療をしてまで果たしてもう年がある程度になればいいのかどうかと、これも生き方の一つですから、そうい

うこともやっております。

したがいまして、町の職員にもこれは禁煙、たばこを吸いたくないという人はどんどん禁煙は勧められています。しかし、それでもやっぱり生き方として吸うという人に、これは個人の自由を奪う権利はありませんので、ただ町では今総務部長申し上げましたとおり、中庭の1カ所、別個になっています。あそこで吸っている人がいらっしゃいます。あとはお客様、住民の皆さんが吸う人たくさんいますから、入り口まで来て捨てる所ないと困りますから、入り口には灰皿を設置させていただいています。これでも正直申し上げまして、環境管理事務組合なんかでも、何で中へ灰皿置かないのかといういっぱい苦情が来るのですよ、逆の苦情も。必ずしも吸う人を排除しようという意見もありますけれども、吸う人の立場も考えろという、こういう苦情も結構来ていることも事実なのです。これ間違いなく事実であります。そういうものも含めて、私はやっぱりこの法律改正して本当にセシウムが入っているとか、肺が溶けるとかといったら、これは法律で絶対禁止するべきですよ、本当であればその学説が。それが立証されないから、そういうことにはなっていないのであろうというふうに思います。

そういうことで、これ多分吸う人と吸わない人の立場で、私は吸う人の立場で物を言っていますので、若干語弊はあるかと思えますけれども、これ永久に何回やっても多分すれ違いだと思えますけれども、ただ吸う人が吸わない人を強制するのはこれ絶対やってはいけないと思えます。ただ、吸わない人は吸っている人の迷惑かけない限り強制されるのも、これも迷惑であるというふうに私は理解いたします。そういうところで、答弁になっていないと思えますけれども、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） 喫煙は個人の自由でございますので、そこまでは私も言うつもりはありませんけれども、今町長のお言葉ですと、もちろん病気にならない人もいるということで、ここ大橋巨泉さんが禁煙のジャーナルに書いているのですが、これたばこというのはロシアンルーレットのようなものだ、確かに書いています。本当に吸っていても元気な人もいるし、そうでない人もいるということですので、それはもうご自由ですから構いません。

それから、肺が溶けると、この病気、本当実際にありまして、COPDというのがありまして、これは結構ふえているという新聞記事もあります。ですから、これが放射能と同じでどのぐらいがいいかとかいう、そういうのとまた学説とか何かいろいろありますが、これどこまでいっても多分平行線だと思いますので、ただ吸わない人の身にもなっていただきたい。それを副流煙として吸って、その副流煙のほうむしろいっぱいその化学物質が入っているということでございますので、その辺のところをちゃんと理解なさって喫煙していただきたいなと私は思いますので、そのところは、そしてまたそうですので、子供たちには絶対にいけないということで強く教育の中では入れていただきたいなと考えておりますので、よろしく願いいたします。



それでは、この項は結構です。

○議長（橋本正裕君） これで1項目めについての質問を終わります。

次に、2項目めに対する答弁を求めます。

参事兼まちおこし推進室長。

〔参事兼まちおこし推進室長 酒井博司君登壇〕

○参事兼まちおこし推進室長（酒井博司君） それでは、続きまして社協で計画中のサロン事業は、前回質問の空き店舗利用のまちづくりと同じ構想と考える。町では第5次の総合計画の中に盛り込むというのが、具体的にはどのような案になるかとのご質問でございますけれども、町内において空き店舗や空き家等を利用し、高齢者や子育て世代などの多様な世代交流を促進していくためのいわゆるサロン事業につきましては、第4次境町総合計画後期基本計画の第1章、第2章、ふれあいに満ちた福祉づくりの中で位置づけられておりまして、計画における具体的施策として明記された福祉コミュニティ施設の充実を踏まえまして、境町社会福祉協議会における平成24年度の新たな事業として取り組みがなされているところであります。

去る7月25日、社会福祉協議会におきまして地域の行政区長さんや民生委員さんを初め、関係団体の方々の出席のもと開催されましたサロン事業説明会におきましては、地域を拠点に人と人との新たな交流や外出する機会の少ない高齢者の方あるいは障害のある方、また子育ての悩みを聞いてほしいお母さん方などの住民の皆さんと、ボランティアで参加される住民の方々とがともに語り合えるふれあい交流の空間を地域の実情に即した運営方式を含め創設していきたいとのことから、新たな地域住民との連携を育み、交流人口の拡大による地域の活性化にもつながるものと考えており、その有用性は十分認識しているところであります。

今後ますます地域のつながりが希薄化する社会状況の中、新たなサロン事業の取り組みにつきましては、地域コミュニティの充実、そういう観点から、観点を踏まえまして、第5次境町総合計画の策定過程の中において前期基本計画の中に位置づけていきたいと、このように考えております。ご理解をいただきたいと存じます。

以上です。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） そうしますと、具体的には本当に何ら形はできていないということですよ。何かでもあるのでしょうか、こういう事業が行われるということは。それで、私が先ほど申し上げたこのサロン事業を中心に町でもそうやって取り組んで、まちづくりとして特区として取り組んでいけるといいかなという、そういうお考えに対してはいかがでしょうか。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

参事兼まちおこし推進室長。

○参事兼まちおこし推進室長（酒井博司君） ただいまのご質問についてお答えします。

先ほど私答弁申し上げましたが、いわゆるその社協におけるサロン事業、これは議員さんご指摘のとおり、福祉施策ということに軸足を主に置いた施策だと。そのほかに、きのうですけれども、濱野議員のほうから商店街の空き店舗、そういうものに軸足を置いたその空き店舗施策としてのいわゆるサロン事業、このような展開も全国的から見るとかなり実施している件数があると。また、議員さんのご質問の中にありましたとおり、ある程度皆さん趣味を持ちながらお仲間を募って、いわゆるその生涯教育的なそういう観点からいくと、一つの地域のコミュニティー。

ですから、申し上げたいことは、その軸足によっていろいろコミュニティーのケースが分かれるのだと、そういう認識でおります。ただ、それぞれの事業がそれぞれにばらばらに進捗するというのは考え方としてはなかなかまとまりのない話になりますから、一応そのコミュニティーということの一つのくりとしてこの問題をひとつ整理していきたいと思っております。

また、これは前回の議会の中で齊藤政一議員のほうからも、コミュニティースクールの考え方もこれ示されております。ですから、その分野その分野で新たなその住民との協働のまちづくり、いわゆるその観点から見た場合のコミュニティーという考え方ありますから、これはよく精査する中で5次の計画の中に反映させていきたい、このように考えておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） コミュニティーと申しますと、いろんな考え方があるのかなと思っております。今までのコミュニティーは、やっぱり地域が主体でやっていったと思うのですけれども、これからはそうでなくて、その趣味とか、あるいはいろんな活動を通して交流をしていくというのが、そういう意味で新しいコミュニティーの創出という項を設けている、設けるのではないかなと私は理解するのですけれども、であるのでしたらば、もうちょっと具体的なものが入ってもいいのかなという気はいたしますけれども、そういう理解でよろしいのですか。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

参事兼まちおこし推進室長。

○参事兼まちおこし推進室長（酒井博司君） ただいまのご質問についてお答えします。

いわゆるそのコミュニティーの基本的な考え方、そのことだと思っておりますけれども、現在社協で展開しているコミュニティー事業、これについても、これは議員さんよくご存じだと思っておりますけれども、なかなかどういう形で組織をつくって、どういう形で参加者を募って、どういう形でその運営をしていくかということが、なかなかその具体的に決まっていないう状況があると。これについては、基本的にはできるだけ他の人を排除しない、来られる方は自由に参加していただく、そういう趣旨のもとで基本的にコミュニティー事業のその概念をつくっていくという段階のものですから、そういう先

進事例、先に取り組んでいる事例等ありますから、そういうことを十分踏まえた中で具体的なそのコミュニティのあり方、こういうものをまとめていきたい、集約していきたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） 私、常々思うのですけれども、なかなか境町、文化的なものの交流と申しますか、が少ない。でも、やっている方はたくさんいらっしゃるというのが最近わかってきたのですけれども、そういう方がしかし一つの交流の場がないので、なかなかできないというようなところも伺いますので、そういう意味で空き店舗とか空き家がいっぱい、いっぱいというところとちょっと語弊ありますけれども、かなり出てきておりますので、利用して、何かを行うというのはとてもいい事業かなと私は考えるのですね。

今その空き家とか空き店舗についての数みたいなものは把握していらっしゃるのでしょうか。そして、それに対して何か投げかけているものってあるのでしょうか、行政側から。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

参事兼まちおこし推進室長。

○参事兼まちおこし推進室長（酒井博司君） ただいまのご質問についてお答えします。

まちおこし推進室においては、いわゆるその空き家状況あるいは空き店舗状況、それらについて現在のところ把握はしておりません。

以上です。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） 少なくともこれだけちょっとあらわれてきているわけですので、やっぱり集約して、どういうところにどういう、持ち主が誰でとかね、例えばそういうものをちょっとつくられますと、そのコミュニティの再生にいくにしても、取り組みやすいのではないかと思うのですね。やっぱり何かしらこういった状況を見ているだけではなくて、行政のほうも何か働きかけ、それには統計をとっていかないと出てこないこともありますので、統計をとってどういうふうにしていくかというのを知恵を絞って何かやっていくというのがまちづくりではないかなと私は考えるのですけれども、こうしたまちづくりについてどうでしょうか。町長はどのように、前回のときもそういうまちづくりを、私お金がかからないのではないかなという意味で申し上げて、大きな事業をすとか、道路やるとかというのももちろんいいのですけれども、ちょっとしたことでできるのではないかなと。そして、またみんなが楽しくなれるのではないかなと思うのですね。住民たちが身近に感じる事業ではないかと思っておりますので、そういうまちづくりに対してサロンづくりを含めたそれを取り囲むまちづく

りみたいなものに対してどういうふうを考えていらっしゃるか、町長のご意見をお伺いします。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長，野村康雄君。

○町長（野村康雄君） お答え申し上げます。

これはサロン事業でありますけれども，社会福祉協議会のほうでやっております。それで，先般1度ある店舗の方とお話し合いをしまして，そこを借りることが決定しました。それで，そのときのお話では，地代はいわゆる税金程度，ほとんど金額を払わない，税金や何かかかりますから，そのうちの税金程度の家賃で貸していただけると。改修は社会福祉協議会でやるということで，実際1回決定したのです，ある場所が。

ところが，いざ始まりましたら，家賃はこれだけでなくはだめだとかということで，話が壊れてしまいました。だから，それで今正式に今度は公募をして，そういう方を頼もうということで，社協では公募をしております。あくまでも空き店舗といっても個人の持ち主ですから，これは財産でありますから，その人の考え方によって全然使用方法違ってまいりますので，それらを今モデル地区にその中で社協のほうでは何件か，とりあえず1件やってみよう，という中で成功させる中で各地区へこういうふうないわゆるサロン事業という中で，地域のいわゆる話し合いの場所ですね，簡単に言えば。福祉というよりは，そういう意味では地域のコミュニケーションの場をつくるという意味で実施しようということで始まっております。

これは本当にモデル地区をやってから順々に広げていく計画でありまして，そのときに行政の資金を投入するかどうかはまだ検討していませんけれども，いずれにしても大金を払ってやるというわけにはいきませんので，まずその地域の人に喜んでいただけるかどうかということを確認してから，今後の対策を立てていきたいと，こう思っていますので，ご理解をいただきたいと存じます。

それと，先ほどたばこの件でちょっと1つ申し遅れましたけれども，廃止にならない理由の一つとしては，税金があるのです。境町だけでも2億円以上の税金がたばこだけで入ってきます。これがなくなると，財政的には物すごい打撃を受けるくらいの税金がたばこ税として入ってきていることもあります。そういうものもなかなか議員さんおっしゃるように，たばこを全面廃止しようという機運にはならないのかなという一つの理由かとも思いますけれども，県も国もこれ大きないわゆる税金の基本になるくらいの税金がたばこ税から入っているということも事実でありますので，ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（橋本正裕君） 内海和子君。

○9番（内海和子君） いや，今たばこのこと実は持ち出してはいけないと思うのですが，町長おっしゃったので，ちょっと私言いたいのですが，これやっぱり国の国策として明治時代からいろいろ出てきているものですので，そこは言えないと思いますよね。ですので……

○議長（橋本正裕君） たばこの件については，先ほど町長からありましたが，終わっておりますの

で、こちらのサロンについての質問という形にさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○9番（内海和子君） だから、本当はそれ、いいですね、はい。

それでは、サロン事業については、本当にこの事業のコンセプトはとても素晴らしいと思っていて、私も大賛成です。ただ、これを実際に行うには、やっぱり核となる方も必要ではないかなという思いでおりますので、その辺のところ、今家作についてはいろいろ検討しているということでしたが、人材についてはどんなふうになっているのか、もしわかっていましたらお願いします。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（野村美喜男君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

サロン事業ですけれども、社協のほうで検討しているところでありまして、方法等についてもこれまでの説明会でもありましたけれども、まだ何も決まっていない状態で、できればボランティアとかいうところでありまして、まだ中身のほうもこれからということでありまして、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（橋本正裕君） よろしいですか。

これで2項目めについての質問を終わります。

次に、3項目めに対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長 榎場桂一君登壇〕

○総務部長（榎場桂一君） 火災についてのご質問、最近火災が多い、火元の原因は何か、またどのような予防対策をしているのかとのご質問につきましてお答えをさせていただきたいと思います。

当町における平成23年中の火災発生件数でございますが、24件ございました。内訳を申しますと、建物火災が12件、その他の火災が12件でございます。この24件のうち原因が判明している火災は9件ございまして、たき火あるいは野焼きが原因によるものが7件、石油ストーブ転倒によるものが1件、炊事中火元を離れたことによる火災が1件となっております。

一方、原因不明の火災は15件ございまして、内訳といたしましては建物火災が7件、その他火災が8件となっております。その他火災の8件はいずれも雑木林や竹林、竹林の火災でございまして、不審火と言われるものでございます。

また、本年これまでに発生した火災でございますが、町政報告でも申し述べましたとおり、19件でございます。その内訳といたしましては、建物火災が7件、その他火災が12件となっております。このうち原因が判明している火災でございますが、3件ございまして、野焼きによる火災が3件、原因不明の火災が16件となっております。原因不明の16件のうち、建物火災が7件ございまして、その他火災が9件、その他火災の9件のうち不審火と言われる火災が8件でございます。

このように平成23年から本年にかけて不審火と言われる火災が非常に多く発生をしております。その対策でございますが、まず境警察署では、今までに不審火が発生した箇所及び発生のおそれがあるところにつきましては、巡回パトロールの強化をしていただいております。町消防団でございますが、月2回の通常点検時におきまして、担当区域の広報活動を兼ねた巡回パトロールを行っていただいております。防犯ボランティア団体、境地区防犯協会、セーフティーマイタウンチーム境班でも、これからの3月末まで町内全域の夜間防犯パトロールを引き続き実施していただくことになっております。

町の対策といたしましては、まず昨年から頻繁に発生している雑木林や竹林などの5カ所に再発防止策としてセンサーライトを設置いたしました。特に議員ご承知のとおり、町内におきましては昨年からは本年にかけてトラクターや自動車が盗まれたり、忍び込みや空き巣などの犯罪が多く発生し、不審火対策もあわせて5月から開催された地区別行政懇談会におきまして、防犯パトロールの実施をお願いしたところ、猿山行政区と栗山行政区では、早くも行政区内のパトロールを実施していただいております。防犯対策として最も大切なことは、みずからの安全はみずから守ることで、悪いことをしようとする者に地域一丸となって大勢の人の目が地域を見守っているという警告を発することが最も大切でございます。パトロールの実施に当たりましては、青色回転灯を装備した車両にて行政区内を巡回することが最もよいとされております。これを受けまして去る9月2日、青色防犯パトロール講習会を計画したところ、各行政区から300名を超える皆様のご参加をいただきました。予定していた人数を大幅に上回ったことは、町民の皆様方の防犯に対する機運の高まりと心から感謝を申し上げているところでございます。

今後も引き続き境町全体の不審火予防対策もあわせた防犯体制をより一層強化すべく、境警察署や各行政区、関係機関等と連携を密にしながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） 質問ではございませんけれども、先ごろ火災が多いので、本当に不安になってしまいます。今お聞きしますと、不審火が多いということですので、これはもう本当に困ったものだなと感じますが、ぜひ引き続き防犯の体制よろしくお願いをしたいと思います。

以上で私のほうからは質問終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（橋本正裕君） これで内海和子君の一般質問を終わります。